

## 食物アレルギー等により給食の提供を受けず弁当を持参する 児童・生徒への補助について

### 1 給食費相当分を補助する対象者

(1) 食物アレルギーや宗教等により給食の提供を受けず、家庭から弁当を持参のうえ登校している児童・生徒として、給食費相当分を学校から保護者様へ補助します。

以下の表の「完全弁当」に該当する場合、保護者様から学校へ「完全弁当対応に関する届出書」を提出していただきます（書式は学校にございます）。なお、日によって弁当持参または一部持参の児童・生徒につきましては、対象外となります。

弁当持参の状況	保護者への支払	牛乳の提供	金額
完全弁当	あり	あり	飲用牛乳以外の食材料費
		なし	1食単価
一部持参	なし		なし

- ・完全弁当：牛乳以外の1食分を家庭から持参し、給食提供なし
  - ・一部持参：日によって弁当持参または1食のうち主食、主菜、副菜等いずれかを持参し、それ以外は給食提供あり
  - ・同じ月の中で給食の提供を受けていたが、月の途中から完全弁当対応になる場合、補助の対象は給食食材の発注ストップが出来た日の分からになります。「完全弁当対応に関する届出書」を学校へ提出してください。提出期限は学校へ確認をお願いします。
- (2) 区立小・中学校に在籍し、つばさ教室へ弁当持参で通室している児童・生徒を対象として給食費相当分（1食単価）を在籍校から保護者様へ補助します。保護者様から在籍校へ「完全弁当対応に関する届出書」を提出していただきます（書式は学校にございます）。

### 2 給食費相当分の支払について

- (1) 1食単価または飲用牛乳以外の食材料費×給食提供日の出席日数を補助します。（つばさ教室へ通室する場合は飲用牛乳含む1食単価×つばさ教室への出席日数）
- (2) 年2回程度に分けて振り込む予定です。（※学校により、振込時期は異なります。）  
（例：4～9月分を10月、10～3月分を3月に振込みなど）
- (3) 完全弁当対応を希望する場合、学校へ「完全弁当対応に関する届出書」を提出ください。学校にて内容を確認のうえ、保護者様へ(1)で算出した金額を支払います。

		標準1食単価	支援分	1食単価	食材料費（飲用牛乳を除く）（※）
小学校	低学年(1・2年生)	235円	76円	311円	1食単価から飲用牛乳の購入価格を除いた金額
	中学年(3・4年生)	255円	76円	331円	
	高学年(5・6年生)	280円	76円	356円	
中学校		320円	97円	417円	

※飲用牛乳の購入価格は5月中旬頃に決まる予定ですので、決まり次第学校からお知らせします。（参考：令和7年度牛乳の購入価格は69円（税込））

※みらい学園、つばさ教室では牛乳の提供はありません。